

2 国際第693号

関税割当公表第TRQ-JP9号

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に基づく令和3年度の
イヌリンの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「日米貿易協定」という。）に基づく割当ての対象となるイヌリンの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和2年12月14日

農林水産省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（110820090）

アメリカ産イヌリン（日米貿易協定附属書I第B節第3款11に掲げるTRQ-JP9のイヌリンであって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1108.20号に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表第1108.12号、第1108.13号、第1108.14号、第1108.19号、第1108.20号、第1901.20号及び第1901.90号の項で定める数量以内のもの以外のもの。以下同じ。）

2 合計割当数量 215t

3 通関期限 令和4年3月31日

第2 関税割当申請書の受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

- (1) 令和3年1月12日（火）から同年2月5日（金）まで
- (2) 令和3年9月7日（火）から同年9月13日（月）まで
- (3) 令和3年12月14日（火）から同年12月20日（月）まで

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1t以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2)及び(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に当省へ必着とする。

（宛先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省政策統括官付地域作物課 関税割当担当者宛

第5 関税割当申請者の資格

アメリカ産イヌリンの使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、アメリカ産イヌリンの使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 関税割当申請書類表（別添様式1）
 - 2 令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間をいう。以下同じ。）及び令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間をいう。以下同じ。）のアメリカ産イヌリンの輸入通関実績及び計画（別添様式2）
 - 3 令和2年度及び令和3年度のアメリカ産イヌリンの販売（使用）実績及び計画（別添様式3）
 - 4 関税割当に係る商流図（以下、「商流図」という。）（別添様式4）
 - 5 関税割当証明書の写し
 - (1) 第4の1の(1)の期間に關税割当申請書を提出する場合であって、令和2年度に割当てを受けており、返納していない関税割当証明書がある場合は、当該関税割当証明書の写し
 - (2) 第4の1の(2)又は(3)の期間に關税割当申請書を提出する場合であって、令和3年度に割当てを受けており、返納していない関税割当証明書がある場合は、当該関税割当証明書の写し
- なお、(1)及び(2)ともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）の申告添付登録（MSX）を利用している場合は、直近の関税割当証明書（裏落）内容照会情報を印刷し、添付するものとする。

6 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書、売買契約書（写等）

7 割当対象物品を輸入後販売する場合

販売予定先の購入意思を証明する書類（販売予定期間、販売予定期量の記載があり、購入予定事業者が確認していることがわかるものに限る。）等

8 法人の登記事項証明書（写し）（個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①1の別添様式1、②関税割当申請書、③2から8までに掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

ただし、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、8の書類の内容に変更のないものについては、8の書類の添付を必要としない。

また、令和3年度に2件又は2期以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であって、8の書類の内容に変更のない場合においては、2件目以降は8の書類の添付を必要としない。

第7 割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、40t又は令和3年度の使用（販売）計画数量のいかずれか少ない数量を上限とする。なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合
提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。
また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。
なお、抽選の実施については、令和3年2月10日（水）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。
- 2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間
申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の1の(2)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、40t、使用（販売）計画数量（令和3年10月初日から令和4年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第4の1の(3)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和4年1月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。
なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。
- (1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合
各申請者に対して申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合
提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。
また、割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和3年9月16日（木）午後2時まで、第4の1の(3)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和3年12月23日（木）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

第8 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開序日）に発給する（ただし、令和2年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者に対しては、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。
(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第9 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。
 - (1) 割り当てられた数量
 - (2) 返還された数量
 - (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）
 - (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
 - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第10 報告

- 1 アメリカ産イヌリンの割当てを受けた者は、関税割当証明書の割当年月日に記載されている月分から各月の輸入の有無に関わらず、翌月の15日までに次に掲げる書類を受付担当課に毎月提出するものとする。
 - (1) アメリカ産イヌリンの輸入通関及び販売等の実績報告書（別添様式5）
 - (2) 申請時に提出した商流図に記載していない商流により輸入又は販売した場合は、当該商流に関する商流図（別添様式4）
- 2 割当てを受けた者が、関税割当について法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他的事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納は、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別添様式6）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 令和3年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全てのアメリカ産イヌリンの関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率^(注)が9割未満の者は、令和5年度における申請可能な数量^(※)の合計は、令和3年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。

(※) 令和5年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。

ただし、令和3年11月22日（月）午後4時までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

(注) 令和3年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計
消化率=————
令和3年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計

- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。